

# 令和2・3年度の保険料率

2年ごとに見直される後期高齢者医療制度の保険料率（均等割額と所得割率、賦課限度額）が決定しました。

## 保険料額の通知

保険料は、被保険者一人一人が支払います。令和2年度の保険料額は、7月中旬に送付予定の保険料額決定通知書でお知らせします。

《保険料率(令和2・3年度)》

	令和2・3年度	平成30・令和元年度
均等割額	51,371円	48,855円
所得割率	10.49%	10.17%
賦課限度額	64万円	62万円

## 保険料の計算方法

年間の保険料は一人一人が等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。

《保険料の計算方法》

均等割額 51,371円	+	所得割額 (※総所得金額等 - 33万円) × 所得割率10.49%	=	保険料額(年額) (上限64万円)
-----------------	---	---------------------------------------	---	----------------------

※総所得金額等とは収入額から控除額(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費)を引いた金額です。ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除等)は含みません。

※保険料を決定する基準日は、原則、4月1日です。

※年度途中で資格取得または喪失したときは、保険料を月割りで計算します。

所得の低い方の軽減(令和2年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和元年中の総所得金額等が下の基準額以下の方は、均等割額が軽減されます。

《均等割額の軽減》

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯		軽減割合	軽減後均等割額(年額)
基礎控除額(33万円)	被保険者全員の各所得(公的年金等控除額は、80万円として計算)が0円	7割	15,411円
	上記以外	7.75割(注1)	11,558円
基礎控除額(33万円) + 28万5千円(注2) × 被保険者の数		5割	25,685円
基礎控除額(33万円) + 52万円(注3) × 被保険者の数		2割	41,096円

## 被扶養者だった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額はかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となつてから2年間は均等割額が5割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。

## 保険料の支払い方法

保険料のお支払いは、次の2通りとなります。

① 年金からの支払い「特別徴収」

対象となる年金の受給額が年額18万円以上の方は、原則、年金から天引きされます。ただし、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が、対象となる年金

(注1) 本来は7割軽減ですが、特例措置により7・75割軽減となります。  
(注2) 令和元年度の28万円から拡充されました。  
(注3) 令和元年度の51万円

※掲載している情報は編集時点(6月15日)のもので、変更になっている場合がありますので、ご注意ください。

# 後期高齢者医療制度

の受給額の2分の1を超え  
る場合は、年金天引きでき  
ません。

- また、新たに被保険者にな  
った方(75歳年齢到達、障  
害認定、転入など)は、最初  
から年金天引きにはなりま  
せん。年金天引きが開始さ  
れるまでの期間(8カ月程  
度)は、口座振替や納付書  
で支払いをしてください。
- ② **口座振替や納付書での支払い(普通徴収)**  
年金天引き以外の方は、  
口座振替や納付書で支払い  
をしてください。

## ① 特別徴収

年6回の年金の定期支払  
の際に、あらかじめ保険料  
が年金から差し引かれます。

② **普通徴収**  
7月から翌年3月まで、  
年9回に分けて保険料をお  
支払いいただきます。  
保険料のお支払いは、安  
心・確実な口座振替が便利  
です。指定の金融機関で申  
し込んでください。

## 《特別徴収の納付月》

仮徴収			本徴収		
4月 (1期)	6月 (2期)	8月 (3期)	10月 (4期)	12月 (5期)	2月 (6期)
前年度の2月(6期)の徴収金額と同額			7月に確定する保険料年額から仮徴収額を差し引き、3回に分けた額		

※保険料は特別徴収が原則ですが、口座振替による納付方法に変更することができます。変更を希望する方は、市の担当窓口で手続きしてください。

## 被保険者証等を更新します

### 被保険者証

被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月中旬ごろに新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証を医療機関等の窓口で提示してください。なお、保険料の納付状況によっては、有効期限が短い被保険者証(短期被保険者証)を送付することがあります。納付が困難な事情がある場合は早めに相談してください。

8月以降の一部負担金の割合は、同一世帯の被保険者の令和元年中の所得により算出された令和2年度の住民税課税所得と令和元年中の収入額をもとに計算されています。また、世帯状況の異動や所得の更正により、随時変更されることがあります。

## 限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)

「低所得Ⅰ・Ⅱ」に該当している方(世帯全員が住民税非課税の方)は、減額認定証を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することです、

医療機関等ごとに1カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。入院時の食事代等についても減額されます。

減額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬ごろに新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

## 限度額適用認定証(限度額認定証)

「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当している方(一部負担金の割合が3割かつ住民税課税所得が690万円未満の方)は、限度額認定証を医療機関等の窓口で被保険者証とともに提示することです、医療機関等ごとに1カ月間の窓口での支払いが、外来・入院とも区分に応じた限度額までとなります(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)。

限度額認定証の更新時期は毎年8月1日です。現在、限度額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる方には、7月中旬ごろに新しい限度額認定証を被保険者証と一緒に送付する予定です。

※「低所得Ⅰ・Ⅱ」または「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」に該当している方で、減額認定証または限度額認定証の申請をされていない場合は、市の担当窓口で申請してください。

《問合せ》市民課 ☎21-1906  
1または各振興局市民福祉課